

---

## 暴力団排除条項の導入に伴うお知らせ

---

当金庫では、平成19年6月に政府から公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断について取り組んでおります。

この取組みを強化すべく、平成22年1月より当金庫の取引に係わる各種約定書や取引規定に暴力団排除条項を導入しております。

暴力団排除条項とは、お客さまが各種預金口座を開設する際や貸金庫のご利用をお申込される際、暴力団等の反社会的勢力に該当することが判明した場合、当金庫の判断により取引の停止や解約、契約の解除をさせていただくことを定めた条項です。

なお、すでにお取引いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承ください。

さらに、平成25年9月より、新たにお取引（預金口座の開設等）をお申込みいただく際などには、お客さまが反社会的勢力に該当しないこと等を表明・確約していただくことといたしました。本表明・確約をいただけない場合には、お取引をお断りさせていただきます。

また、お申込みの際に、表明・確約していただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、当金庫の判断により取引の停止や解約、契約の解除をさせていただきます。

当金庫では、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための取組みを強化してまいりますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。



**山形信用金庫**